

# 山梨県文化財保存活用大綱の概要

## 大綱の目的と位置付け

【目的】これまでの文化財を保護するための取り組みに加え、今後、さらなる文化財の保存・活用を進めていくうえで求められる共通の基盤・指針となる大綱を策定する。

【位置付け】文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づく、本県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の方向性を示す。

## 本県の現状と主な課題

### 1 文化財の継承・維持管理に関する現状

- 有形文化財の所有者や管理者が高齢化あるいは代替わりしたことにより、継承が難しくなっている。
- 無形民俗文化財は、後継者不足により、地域における存続が危ぶまれている。
- 経済的理由や担い手不足により、十分な維持管理や防災・防犯対策が難しくなっている。

#### 【課題】

- 地域社会全体で文化財を保存・活用する基盤を形成する必要がある。
- 維持管理に対する支援や、文化財の保存に対する地域住民の意識啓発、文化財の防犯・防災対策のマニュアル化等が必要である。
- 将来に向け、文化財の継承・維持管理のための博物館等の資料保存環境など、空間確保を合わせて考えていく必要がある。

### 2 文化財の価値の共有化に関する現状

- 多様な文化財に対して、個々の文化財のもつ価値や魅力が十分伝えられていない。

#### 【課題】

- 文化財の保存・活用を図る基盤を確立するためには、住民の自地域のもつ文化財に対する理解を深め、価値の共有化を図る必要がある。
- 文化財の価値の共有化により、郷土愛や自地域のアイデンティティーの確立に繋げる必要がある。
- 住民の理解を促し価値の共有化を図るため、文化財行政職員の専門スキルに加え、広報などに関するスキルを高めること、また、住民に向けたソフト事業などを行う必要がある。

### 3 文化財の活用に関する現状

- 文化財を活用した地域活性化への取り組みが十分ではない。
- 博物館施設など、公開活用の核となる組織体制が不十分。

#### 【課題】

- 地域住民はもとより、誰にとっても理解しやすい解説の整備や多言語化など、価値や魅力を伝えられる情報発信に努める必要がある。
- 文化財の活用を図るための事業の企画や実施に関する専門スキルをもった人材が不足しており、そうした人材の確保に向け、育成や掘り起こしなどを図る必要がある。
- 限られた予算のなか、効果的に文化財の活用を図るためには、広域的な連携による取り組みや、観光・まちづくり施策などとの連携、民間団体など多様な関係者との連携した取り組みが必要である。
- 連携した取り組みを促進するため、コーディネーターとしての役割を果たす人材などが必要である。

## 将来像

行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域一体の取り組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。

## 方向性

### 1 地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。

行政、地域住民、博物館施設、大学、学校、NPO、企業等、様々な関係者が連携し、個々の役割分担に沿って、文化財の特性に応じた保存と有効な活用が図られるように所有者を支援するなど、地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取り組みを促進する。

#### 主な取り組みの方針

- 「文化財保存活用地域計画」や個別の文化財の「保存活用計画」の作成に努める。
- 地域が一体となって保存・活用を推進できる基盤の構築に努める。
- 若い世代が地元の無形民俗文化財保存団体等と交流を行う機会を設けるなど、無形民俗文化財の担い手の育成に努める。
- 県や市町村は国などが実施する研修機会への積極的な参加などにより、文化財の専門的人材の育成に努める。



### 2 文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティーの確立を促進する。

地域の様々な層に対して、興味深く親しみやすい表現により文化財に関する情報の提供に努め、文化財の魅力や価値を共有化することにより郷土愛を育み、地域のアイデンティティーの確立を促進する。

#### 主な取り組みの方針

- 地域にある文化財の調査研究・把握に努める。
- 指定文化財としての指定や登録文化財としての登録など、将来的な保存活用の方向性を見据え、多様な観点から検討する。
- セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。



### 3 文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。

多様な関係者により住民の誇りとなり来訪者にとっても魅力的な景観形成やまちづくりの取り組みであるとか、未指定の文化財の掘り起こしや評価を進めながら、他の地域資源とのグループ化やストーリー作りなどにより文化財の面的な活用を図るなど、地域の特性に応じた方向性に沿って、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。

#### 主な取り組みの方針

- セミナーの開催や、紙媒体、インターネット、動画等様々な手法による文化財の価値や魅力の共有化に努める。(再掲)
- 文化財の共同展示や広域的な広報物の作成など、効率的な普及啓発に努める。
- 域内におけるまちづくり分野との連携により、文化的景観や建造物、史跡など、まちづくりへの文化財の活用を努める。
- 年齢や国籍を問わず、誰もが理解しやすい案内表示など、来訪者の受け入れ環境の向上に努める。
- 周辺地域に所在する多様な文化的遺産を総合的に把握したうえで、文化財以外の地域資源も含め面的な活用を努める。



## 県が主体となって講じる措置・県内の市町村への支援

### 【県が主体となって講じる措置】

○指定文化財の所有者等に対する修理・整備等に対する支援 ○所有者等に対するその他の支援 ○域内の市町村や博物館等における専門人材の育成・確保 ○文化財の調査・指定 ○価値や魅力の共有化 ○情報発信等 ○その他の取り組み

### 【県内の市町村への支援】

○市町村が行う文化財の保存・活用に関する取り組みへの支援 ○市町村の文化財保存活用地域計画策定の支援 ○専門職を配置していない市町村への支援

## 防災及び災害発生時の対応

### 【災害に備えた平時からの普及啓発】

○普及啓発活動や防災対策の取り組みの促進 ○文化財の現況の把握と防災スキルの向上 ○文化財防災ネットワークの設置・運用

### 【被害状況の収集・緊急的なレスキュー活動など災害発生時に行う取り組み】

○文化財被災状況の収集、共有化 ○被災時の対応

## 文化財の保存・活用の推進体制

○県と市町村との協議の場の設置 ○人材の配置について ○関係部局の施策との連携 ○民間団体等との連携